

佐賀県公文書館だより

Saga Prefectural Government Archives



佐賀県公文書館は開館10周年を迎えました



令和4（2022）年3月

第8号

開館10周年にあたって・館のあゆみ	2
令和3年度展示報告	
Ⅰ 1964から2020へ	3
Ⅱ SAGAサンライズパーク百年史	4
Ⅲ さがの銀行ことはじめ	5
ご利用案内、所蔵・利用状況	6

開館十周年にあたって
佐賀県公文書館館長 築地 裕樹

明治十六（一八八三）年に長崎県から分離独立し、現在の佐賀県の姿となつてから百三十八年。この間、県庁は様々な事業に取り組み、様々な判断に関わってきました。職員が記してきた公文書を紐解くと、そうした時代時代における人々の思いや考え方が見えてきます。中でも、歴史資料としての価値を有する重要な文書として選別されている歴史的文書は、近現代の郷土史を詳らかにする県民の財産と言えるものです。

「文書館をつくる会」の皆様の熱心な活動により、貴重な歴史的文書を収集・保存し、活用するための施設として、平成二十四（二〇一三）年四月、佐賀県公文書館は開館しました。そして今年、開館から十年の記念すべき年を迎えます。

近年の来館者数を見ると、前身である歴史的文書閲覧室時代からは十倍以上、開館当初と比べても倍を超える方にお越しいただいています。コロナ禍の中でこの数字は、公文書館への関心や期待の高さの表れだと職員一同身の引き締まる思いです。



デジタル化への対応や適正な公文書管理の推進など、課題は山積しています。そうした中、今年度には当館の職員が県内で初めて認証アーキビスト資格を取得するなど、一步一步、佐賀県唯一の公文書館としてふさわしい体制を整えつつあります。

これからも、公文書の適切な保存はもとより、公文書の魅力を伝える展示企画や、来館者の方への丁寧な対応を通じて県民の皆様に愛される施設となるよう全力を尽くしてまいります。

皆様のご来館を心よりお待ちしております。

館のあゆみ

平成2（1990）年	歴史的文書の保存等に関する規程
6（1994）年	歴史的文書データ化を開始
11（1999）年	情報公開法制定（平成13年施行）
16（2004）年	佐賀県庁南別館（現・南館）に歴史的文書閲覧室を設置
21（2009）年	公文書管理法制定（平成23年施行）
22（2010）年3月	郷土史研究者や大学教授などで構成される佐賀県文書館をつくる会（28名）が発足し、知事に「佐賀県文書館に関する要望書」を提出
〃 7月	県庁内にワーキンググループが発足し、検討開始
23（2011）年	佐賀県総合計画2011において、公文書館整備を【進】重点項目に掲げる
24（2012）年4月	佐賀県公文書館設置
26（2014）年8月	歴史的文書検索システム構築事業に着手
27（2015）年3月	佐賀県公文書館だより発刊
29（2017）年4月	歴史的文書検索システム運用開始
30（2018）年	廃棄予定文書についての意見募集開始
令和元（2019）年12月	来館者増への貢献に対し、佐賀県総務部長表彰を受ける
令和3（2021）年2月	公式ツイッターアカウント（@Soga_Archives）運用開始
令和3（2021）年3月	令和2年度の年間利用者数が過去最高の1135名となる

NEWS

認証アーキビスト
資格取得！

博物館の専門職に学芸員、図書館に図書館司書があるように、令和二年度から公文書管理の専門職として認証アーキビストの公的資格制度が開始されました。今年度、当館職員一名がこの認証を受け、佐賀県初となる認証アーキビストが誕生しました。

「1964から2020へ」

— 佐賀を駆け抜けた聖火 —
令和三年四月八日～同年八月一日

昭和三十九(一九六四)年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会と聖火リレーに関する企画展を開催しました。

関連展示では、佐賀県にゆかりのあるオリンピック選手・パラリンピック選手も紹介しました。

一・オリンピックがやってくる

東京大会の開催決定後、神宮外苑、代々木、駒沢の三地域を主として、東京都や近県に会場となる施設が建設され、大会関連施設を結ぶ道路や首都高速道路、羽田空港へのモノレールも敷設されました。

東京都は、交通事情や衛生状態の改善、工場のばい煙規制、騒音に対する指導を行い、海外からの来場者を迎えるための生活環境を整えました。

二・オリンピックを迎えよう

オリンピックを迎える準備は、東京都とその近県だけではなく、全国的に行われました。

オリンピック前年には、「美しい国土でオリンピックを」をスローガンに、財団法人新生活運動協会等の主催により、オリンピック前年祭が全国各地で実施されました。本番の聖火リレーコースを広報車



関連展示コーナー
個人蔵、県スポーツ協会提供

が通過し、各都道府県の都市部でパレードと前年祭が行われました。

佐賀県では、昭和三十八(一九六三)年十月十五日に佐賀市辻の堂から会場となる佐嘉神社までパレードが行われました。前年祭では、高校生や一般による鉄棒、つり輪、マット運動も披露されました。

また、同年六月二十二日、総理府にオリンピック国民運動推進連絡会議が発足した後、各都道府県にも運動を推進する組織が設置されます。日常生活の環境をより清潔なものにし、外国人を親かな態度で迎え、公德心をゆたかにするため、オリンピック国民運動が行われることとなります。

佐賀県でも翌年三月一日に佐賀県推進協議会を設置し、集会や弁論大会、活動講習会、展覧会、コンクールが実施されました。

三・聖火リレー

昭和三十九(一九六四)年八月二十一日にオリンピック(ギリシャ)のヘラ神殿で採火された聖火は、同年九月七日、当時米軍統治下であった沖縄へ到着しました。この聖火空輸では、元県体育保健課長の中島茂氏(神崎町出身)が文部省体育官・聖火空輸団聖火係として活躍しています。

沖縄でのリレーを終えた後、九月九日から国内四コースに分かれてリレーが開始されました。佐賀県は、第一コースとなっており、九月十五日・十六日



オリンピック
国民運動手引書

に聖火リレーが行われました。

十五日午後二時、

西有田村の県境で長崎県から聖火引き継ぎを受けた後、聖火ランナーは国道三十五号から三十四号を東に進みます。午後六時半前に、この日の最終走者が佐賀県体育館(現・市村記念体育館)に到着しました。体育館前広場で歓迎式典が催され、体育館内で記念式典が開かれました。その夜、聖火は安全灯に入れられ、県庁来賓室で一泊しました。

翌十六日は、県庁前で出発式が行われ、聖火は国道三十四号から国道三号を通り、基山町の県境で福岡県へ聖火引き継ぎを行いました。

県内のリレーは四十三区間で行われ、伴走者を含め、九百八十九人のランナーが駆け抜けました。

四・1964東京オリンピック・パラリンピック

昭和三十九(一九六四)年十月十日、アジア地域初開催となる東京オリンピックが開会しました。

この大会には、佐賀県出身の選手も二人出場しています。池田尚弘選手(鹿島市出身、八幡製鉄所属)は男子バレーボールに出場して銅メダルを獲得し、大串啓二選手(白石町出身、旭化成所属)は、男子陸上チームの主将を務め、男子陸上四百メートル障害に出場しました。

同年十一月八日には、第二回大会となる東京パラリンピックが開会し、日本は初めて参加しました。



1964聖火リレーの写真
県広報広聴課提供

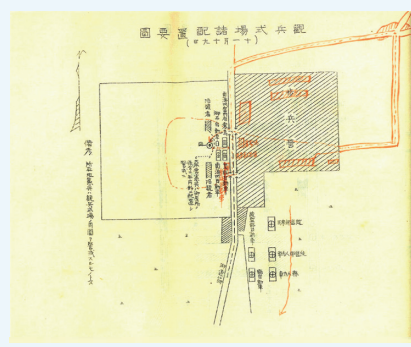
展示報告Ⅱ

「新時代へ発進！SAGAサンライズパーク百年史」
― 初飛行 協楽園、大博覧会、そして「さが躍動」の
エリアへ― 令和三年八月五日〜同年十二月十二日

SAGA2024国スポ・全障スポ開催を契機に整備が進められているSAGAサンライズパーク一帯（佐賀市日の出付近）に着目し、明治期以降の歴史とこれからについて紹介しました。

一・連隊誘致と進駐軍駐屯

明治四十一年（一九〇八）年、歩兵第五十五連隊が佐賀郡高木瀬村に設置されました。連隊の練兵場は、大正三（一九一四）年に行われた佐賀初の飛行大会



大正15年陸軍特別大演習
観兵式場諸配置要覧図

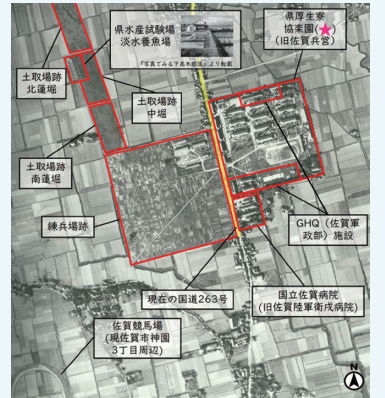
や、大正十五（一九二六）年の陸軍特別大演習・観兵式の会場となる等、多くの県民で賑わいました。第二次世界大戦を経て、昭和二十（一九四五）年

二・戦後復興期

十月に連合国軍が進駐した際には、米陸軍第六軍下第五海兵師団五百人がこの兵営に入っています。

戦後、空襲被害が隣県に比べ軽微であったことから、多くの復員者・引揚者・戦災者が県内に移り住みます。県は急激な人口増加による住宅難・食糧難等に際して、厚生援護にあたりました。

進駐軍の駐屯地として接收されていた高木瀬村の



昭和23年撮影の航空写真
佐賀市立若楠公民館所蔵

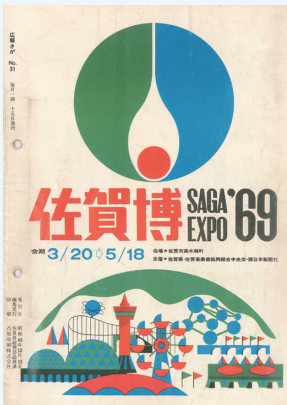
兵営は、昭和二十二（一九四七）年にその大部分が返還され、県は住宅に困る引揚者・戦災者たちの住居と

して兵舎を改造し、同年五月、県厚生寮協楽園を開園させました。協楽園は、小学校、中学校、売店、村営授産場等を併設した県下最大規模の厚生寮で、多くの人がここで暮らしました。

昭和二十七（一九五二）年七月、県は農業経営の近代化にともなう試験研究機関の内容充実を求める声に応じ、佐賀郡神野村（現在の佐賀市神野東）にあった県農業試験場を練兵場跡地に移転設置します。水田、畑、果樹園を擁した広大な試験場で、農家の経営改善、機械開発、病虫害の生態調査等、幅広い研究が行われ、短稈穂数型新品種を奨励する等、新佐賀段階こめづくり運動の一翼を担いました。

三・佐賀大博覧会

昭和四十四（一九六九）年、三月二十日から六十日間、県農業試験場跡地で佐賀大博覧会が開催さ



『広報さが』No.31 裏表紙

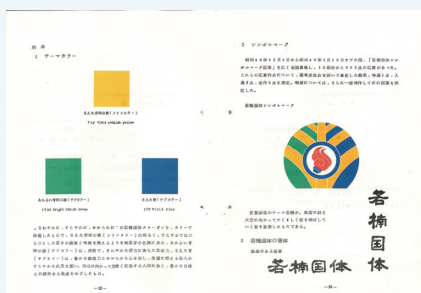
れます。県、西日本新聞社、佐賀県農協中央会の三者共催によって実現したもので、

「豊かなみのり、豊かな暮らし」をテーマに、九州各県をはじめ、アメリカ航空宇宙局や国内大手企業、大学等、二三〇に及ぶ団体・個人が出展し、西日本最大規模の博覧会となりました。

喋るロボットが人々を迎える科学館や九州の自然と民芸を三六〇度スクリーンで楽しめるサーキノ館等が人気を博し、来場者数は九十万人を超えました。

四・若楠国体からSAGA2024へ

昭和三十九（一九六四）年三月、国民体育大会（以下、国体）の誘致が初めて県議会の議題に上がり、二度にわたり開催申請に挑みますが、選に漏れます。県は総合運動場建設に着手する等、約九年に及ぶ誘致運動を展開し、第三十一回国体（若楠国体）及び第十二回全国身体障害者スポーツ大会の県内開催が昭和五十一（一九七六）年に実現しました。



第31回国民体育大会佐賀県
実行委員会第3回総会資料

この国体では、参加者約六千六百人が一般家庭に宿泊する民泊が実施され、県民総出の草の根交流が行われています。令和六（二〇二四）年には、SAGA2024国スポ・全障

スポ（第七十八回国民スポーツ大会・第二十三回国障害者スポーツ大会）が、四十八年ぶりに佐賀県で開催されます。県はこのことを契機に、「さが躍動」の象徴的エリアとして、SAGAサンライズパークの整備を進めています。

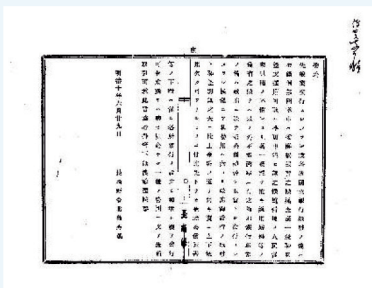
「さかの銀行ことはじめ
——06番目の国立銀行と大隈重信——
令和三年十二月十六日〜令和四年四月三日

大隈重信の没後百年と国立銀行条例公布一五〇年にあわせ、佐賀の第六国立銀行についての文書を中心に、国立銀行政策について展示を行いました。

一・国立銀行の設立ブーム

明治になって発行された、政府紙幣の整理と、金本位制度確立の必要性から、明治三（一八七〇）年、伊藤博文により国立銀行制度導入の意見書が提出されます。意見書の要点は、アメリカの国法銀行制度をモデルとした制度を日本に取り入れ、紙幣整理をはじめ金融の円滑化を図るといったものでした。

明治五（一八七二）年に国立銀行条例が公布されると、翌明治六（一八七三）年以降、全国で国立銀行が設立され、国立銀行券の発行が開始されました。



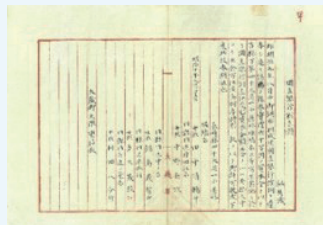
国立銀行紙幣ノ事 番外

明治初期に財政制度改革として進められたのが、秩禄処分です。大蔵卿・大隈重信を中心に禄制廃止へ向けた動きが活発になり、明治九（一八七六）年「金禄公債証書発行条例」の公布により禄制の廃止が宣言され、代わりとして金

禄公債証書が交付されることとなります。同時期に行われた国立銀行条例の改正を受けて、金禄公債証書を抵当に華族や士族が国立銀行を設立する動きが各地で相次ぐこととなりました。

二・第六国立銀行の開業

明治十二（一八七九）年に県内で開業した、第九十七国立銀行と第六国立銀行の二行は、旧藩主鍋島家とその家扶（華族の家で會計等を行う者）などを中心に創設が進められた国立銀行です。



国立銀行創立願

交付された公債証書を銀行に投資させて、士族たちを銀行の株主として経営に参加させる、授産のような狙いがあったと考えられています。

明治九（一八七六）年の国立銀行条例改正を受け、翌年から佐賀郡で、田中清輔・村田八介らを発起人として準備が進められ、明治十二（一八七九）年二月二十四日に銀行の開業免状が下りました。大蔵卿大隈重信から太政官三条実美へ宛てて、翌日付で銀行開業免状を下したとの文書が、国立公文書館に所蔵されています。第六国立銀行は、紙幣準備などを行い、同年四月一日から営業を開始しました。

三・国立銀行から普通銀行へ

明治十四（一八八一）年十月、政変の後に大蔵卿に就任した松方正義によって、インフレの収束に向けた中央銀行の設置と紙幣整理が行われていきます。明治十五（一八八二）年六月に日本銀行条例が公布されると、十月には日本銀行が設立されました。

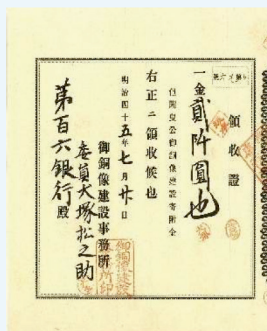
翌年に国立銀行条例が再改正され、国立銀行は開業免許期限（開業後二十年）満了に合わせて国立銀行券を回収・消滅させ、私立銀行へ移行することと

なります。

前述の第九十七国立銀行は満期解散し、第六国立銀行は私立銀行へ移行し営業を継続することとなりました。

四・大隈重信の帰郷

明治四十（一九〇七）年に、佐賀藩十代藩主鍋島直正の銅像建設が決まると、実行委員会委員長には大隈重信が選出され、県内外の有志から建設費の寄附が集められました。佐賀百六銀行も、明治四十五（一九一二）年七月に二千（現在価格で約二百九万）



建設銅像公衆寄附金領收証

円の高額寄附を行っています。銅像が完成し、大正二（一九一三）年に大隈も臨席して除幕式が開催されました。

第六国立銀行の頭取を務めた田中清輔と中野致明は、鍋島家扶ということもあってか、帰郷の際のもてなしの多くを担ったことが当時の新聞記事から分かります。明治二十九（一八九六）年の帰郷では、大隈が佐賀市内を視察する際に、田中に近年の市内の様子を尋ね、説明を受けたことが大隈の実業談話に残っています。また、後日の法要の後に、大隈は中野の宅で饗応を受けました。

大正六（一九一七）年の帰郷の際にも、県下の全銀行業者の招待で大隈の歓迎会が開催されました。大隈はこの時、『佐賀県の銀行は他県に比して決して発達が劣っていないのみならず、寧ろ比較的に進歩しているといつてよい。』と言葉を残しています。

ご利用案内

歴史的文書検索システム

当館に保管している歴史的な文書にどのようなものがあるのかお調べになりたい時は、佐賀県公文書館のホームページで検索することができます。トップページにある歴史的な文書検索システムのボタンをクリックしてください。

キーワード

による簡易検索の他、文書の年代や作成した主務課の名前等による詳細検索もできます。

思うような検索結果が得られない、利用が難しいといった場合には、メール・電話にてお気軽にご相談ください。

閲覧申請

閲覧申請は、ホームページからのダウンロード又は館

文書検索結果一覧画面



閲覧希望資料にチェックを入れ、右下の「申請書作成」ボタンを押すと「歴史的な文書閲覧等申請書」の自動作成ができます。

数字を含むデータを検索される際は、半角数字、全角数字、漢数字でも検索されることをお勧めします。

歴史的な文書所蔵数 (令和2年度末時点)

文書の作成機関	冊数
知事部局	17,861
教育委員会	537
議会事務局	439
人事委員会	34
計(前年比)	18,871(+574)

一般利用数 (令和3年度4月～1月末時点)

閲覧件数	見学者
107件	577人

所蔵・利用状況

本年度もたくさんのご利用ありがとうございました。令和4年度も職員一同、皆様のご来館を心よりお待ちしております。

文書には個人情報を含むものもあり、個人情報保護の観点から黒塗り等の処理が必要となる場合があります。審査を要する文書の閲覧を希望される場合、申請後、審査に一週間程度かかる場合がございます。事前にご連絡をいただくと閲覧がスムーズです。

事前審査

内受付にある「歴史的な文書閲覧等申請書」により行ってください。メール・FAXでも受け付けています。原本の劣化を防ぐため原則としてマイクロフィルム又はPDFファイルでの閲覧となりますのでご了承ください。

佐賀県公文書館

〒840-0041

佐賀市城内一丁目6番5号
佐賀県庁南館2階

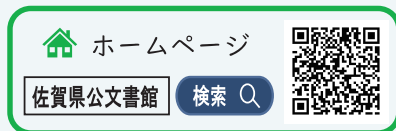


開館時間 9:00 ~ 17:00

休館日 毎週月曜日、年末年始
(ただし、月曜が祝日の場合は開館し、翌日休館)

アクセス バスでお越しの際は、JR佐賀駅バスセンターから佐賀市営バス⑥・⑭・⑮・⑯番のバス乗車、約10分。サガテレビ前バス停で下車。

お車でお越しの際は、県庁職員駐車場内の南館東側または北側の来訪者駐車場(オレンジ枠エリア)をご利用ください。



◆お問い合わせ◆ ☎ 0952 - 25 - 7365 / ✉ kobunshokan@pref.saga.lg.jp / FAX 0952 - 25 - 7410